

自動車税（県税）

この税は、自動車（軽自動車・大型特殊自動車などを除く）の保有に対して課税されるものです。

◆納める人

県内に主たる定置場のある自動車の所有者です。

（ただし、割賦販売などで売主が所有権を留保しているときは買主です。）

◆納める額（主なもの）

区 分		営業用	自家用
乗 用 車	総排気量が1ℓ以下のもの	7,500円	29,500円
	総排気量が1ℓを超え1.5ℓ以下のもの	8,500円	34,500円
	総排気量が1.5ℓを超え2ℓ以下のもの	9,500円	39,500円
	総排気量が2ℓを超え2.5ℓ以下のもの	13,800円	45,000円
	総排気量が2.5ℓを超え3ℓ以下のもの	15,700円	51,000円
	総排気量が3ℓを超え3.5ℓ以下のもの	17,900円	58,000円
貨客兼用自動車 (1ト以下)	総排気量が1ℓ以下のもの	10,200円	13,200円
	総排気量が1ℓを超え1.5ℓ以下のもの	11,200円	14,300円
	総排気量が1.5ℓを超えるもの	12,800円	16,000円
ト ラ ッ ク	最大積載量が1ト以下のもの	6,500円	8,000円
	最大積載量が1トを超え2ト以下のもの	9,000円	11,500円
	最大積載量が2トを超え3ト以下のもの	12,000円	16,000円
	最大積載量が3トを超え4ト以下のもの	15,000円	20,500円
	最大積載量が4トを超え5ト以下のもの	18,500円	25,500円

◆申告と納税

- 毎年4月1日現在の所有者が5月末までに納めます。
（奈良県税事務所から納税通知書が送付されます。）
- 4月1日（賦課期日）以降に所有権の移転などがあると次のようになります。
（新規登録の場合は運輸支局で登録申請の際、奈良県税事務所（自動車税窓口）に申告し、自動車税証紙で納めます。）

異 動 の 状 況	課 税 の 取 扱 い
新 規 登 録	登録の翌月から年度末までの月数による課税
県 外 か ら の 転 入	課税なし(他府県が4月1日現在の所有者に全額課税)
廃 車 (抹 消 登 録)	抹消登録の翌月から年度末までの月数による減額 (奈良県へ納められた自動車税のうち、減額される分は、後日還付します。)
県 外 へ の 転 出	4月1日現在の所有者に全額課税
県 内 間 で の 所 有 者 変 更	4月1日現在の所有者に全額課税

◆自動車税のグリーン化

地方税法の改正により、平成14年度の自動車税から排出ガス性能及び燃費性能の優れた自動車はその税率を軽減（軽課）し、新車新規登録から一定年数を経過した自動車は税率を重く（重課）する特例措置（自動車税のグリーン化）が実施されています。

1 軽課

平成22年度・23年度（平成22年4月1日～平成24年3月31日）に新車新規登録され、下記の条件をみたす自動車を所有されている場合は、その翌年度の1年間に限り税額が軽減されます。

特 例 措 置 対 象 車	特 例 措 置
低公害車（電気自動車・一定の輩出ガス性能を満たす天然ガス自動車・プラグインハイブリッド車）	概ね50%軽減
「新☆☆☆☆」かつ「燃費基準+25%達成車」	

※「新☆☆☆☆」とは、平成17年自動車排出ガス基準値の1/4以下に低減されている自動車です。

※「燃費基準+25%達成車」とは、自動車検査証の備考欄に、ガソリン車・LPG車の場合は「平成22年度燃費基準25%向上達成車」、ディーゼル車の場合は「平成17年度燃費基準25%向上達成車」の記載がある自動車です。

※平成13年度～21年度（平成13年4月1日～平成22年3月31日）に新車新規登録された自動車に対するグリーン化税制の適用は終了し通常の税額となります。

2 重課

①制度の概要は次のとおりです。

なお、増額課税期間は重課対象自動車が抹消登録等により課税対象とならなくなるまで継続されます。

特 例 対 象 車	特 例 措 置
新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	概ね10%増額
新車新規登録から13年を超えているガソリン車・LPG車	

②平成23年度の対象車は次の自動車です。

ディーゼル車	平成12年3月31日までに新車新規登録された自動車
ガソリン車・LPG車	平成10年3月31日までに新車新規登録された自動車

◆減免について

奈良県では身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は障害について、一定の要件に該当すれば、申請の手続きを行うことによりこの税金が減免されます。

要件など詳しくは県税事務所へお問い合わせ下さい。

対象となる自動車

障害者が所有する自動車で、次の①～③のいずれかに該当するもの

- ①障害者の方が運転する自動車
- ②障害者の方と生計を一にする方が障害者の方のために継続的に運転する自動車
- ③障害者の方のみの世帯を常時介護する方が専ら障害者の方のために継続的に運転する自動車

- ・減免できる自動車は障害者一人について1台
- ・自家用自動車に限る

◆自動車税Q & A

○引っ越しや車の売買を行った。

平成18年度分の自動車税から、引っ越しや車の売買によって現在所有している自動車のナンバーが変わっても(奈良ナンバー⇄他府県ナンバー)、その年度における自動車税の月割計算による還付や新たな課税はなくなりました。つまり、奈良県内で所有権の移転があったと同様、毎年4月1日現在の所有者に1年間納税義務が生じます。

○手放した自動車の納税通知書が届いた。

運輸支局での移転登録はお済みでしょうか？自動車税は毎年4月1日現在の登録上の所有者(又は使用者)に課税されるため、移転登録の手続きをしない限り、毎年自動車税がかかります。登録手続きが済んでいるかどうかを下取りに出した所または譲受人に確認してください。

また、移転登録後もその年度については、4月1日現在の所有者(又は使用者)が、その年度1年分の自動車税を納めることになります。

○廃車にしたはずの自動車の納税通知書が届いた。

運輸支局での抹消登録はお済みでしょうか？抹消登録の手続きをしていない限り、毎年自動車税がかかります。自動車の抹消登録をすると自動車税はその月までとなります。既に年税額を納税している場合は、月割計算によって還付されます。

○壊れて動かない自動車を持っているが、どうしたらよいか。

すみやかに運輸支局で抹消登録をしてください。抹消登録をしない限り、毎年自動車税がかかります。解体したときも同じです。

抹消登録をすると、自動車税はその月までとなります。既に年税額を納付している場合は、月割計算によって還付されます。

○車検切れで使用しなくなった自動車を持っているが、どうしたらよいか。

今後も使用する見込みがない場合は、すみやかに運輸支局で抹消登録をしてください。抹消登録をしない限り、毎年自動車税がかかります。抹消登録をすると、自動車税はその月までとなります。既に年税額を納付している場合は、月割計算によって還付されます。



○住民登録を移したのに自動車の納税通知書が届かない。

自動車の登録の住所を変更しましたか？住民登録を移しても、自動車の登録(車検証記載)の住所は変わりません。自動車の登録に基づいて課税されますので自動車税の納税通知書の送付先も変わりません。転居したときに郵便局に届けを出せば1年間は転送されますが、それ以後は転送されませんから納税通知書が届かなくなります。

納税通知書が届かない場合は、県税事務所までお問い合わせください。

転居したときは必ず運輸支局(TEL050-5540-2063)及び奈良県税事務所へ登録変更等の手続きをしましょう。住所変更届がインターネットで行えます。(詳細は下記ホームページを参照下さい。)

http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-12295.htm

※よくあるご質問を掲載しましたが、詳細について、またはその他ご質問がある場合は、県税事務所までお問い合わせください。

◆お知らせ

**納税通知書についている納税証明書は、
車検を受ける際に必要です。
大切に保管しましょう。**

あなたのお車は「奈良ナンバー」ですか？

自動車税は、自動車が登録されている都道府県の収入となります。あなたの納められた自動車税が地元で生かされるように、県内在住で他府県ナンバーの自動車をお持ちの方は是非奈良ナンバーに変更してください。